

令和2年度 『みんなのスパコン』TSUBAME 共同利用 利用課題公募要領

東京工業大学 学術国際情報センター

令和2年4月1日

国立大学法人 東京工業大学（以下「本学」）学術国際情報センターでは、理論性能12.15PFLOPS（倍精度）の世界トップクラスの性能を有するスパコン TSUBAME3.0 を、本学の学生や教職員のみならず、学外の方にも有効に活用していただくため、『みんなのスパコン』TSUBAME と称し、スパコン TSUBAME の学外利用を推進しております。スパコン TSUBAME をより多くの方に活用していただくことで、科学技術の発展、国際競争力の強化に貢献ができることを期待しております。

1 TSUBAME 共同利用の概要

1.1 利用区分

TSUBAME 共同利用では、「学術利用」、「産業利用」の2つの利用区分を設けています。

1.2 利用カテゴリ

TSUBAME 共同利用では、上記の利用区分に加え、「産業利用」には「成果公開」と「成果非公開」の2種類のカテゴリがあります。「学術利用」は「成果公開」のみです。「成果公開」と「成果非公開」で公開される項目については、本公募要領の5項 情報公開をご確認ください。

1.3 利用課題の公募と利用期限

「学術利用」、「産業利用」の2つの利用区分において、利用課題を公募します。採択された利用課題は TSUBAME を利用することができます。本公募で採択された利用課題の利用期限は当該年度末までであり、年度末に未使用の計算機資源は失効します。継続利用の場合も年度毎の課題申請を必要とします。

1.4 TSUBAME 共同利用に関する規則

TSUBAME 共同利用の実施にあたっては学術国際情報センターが定める、センター計算機システム運用規程及び同利用細則に定めるところによるほか、共同利用約款、共同利用規定に従うものとします。

1.5 TSUBAME 共同利用の申請資格

TSUBAME 共同利用の申請者は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ・ 日本国内に法人格等を有する組織に属すること。
- ・ 日本国内で利用がなされること。
- ・ 平和利用目的であること。
- ・ 人権及び利益保護への配慮を行うこと。
- ・ 文部科学省「生命倫理・安全に対する取組」に適合すること。
- ・ 経済産業省「安全保障貿易管理について」に適合すること。
- ・ 学術国際情報センターが定める利用規定等を遵守すること。

1.6 TSUBAME 共同利用に係る経費

TSUBAME 共同利用に係る経費は、利用課題責任者の所属する機関が全て負担するものとします。

1.7 知的財産権の取り扱い

TSUBAME 共同利用に採択された利用課題の実施により生じた知的財産権は、原則として利用者に帰属するものとします。当該知的財産権の成立に本学構成員が寄与した場合には、利用課題に係る関係者と別に定める共同研究契約の規定等に従い協議することとします。

2 公募する利用区分

「学術利用」

学術的な貢献を目的とし、TSUBAME を活用する利用課題を公募します。「成果公開」のカテゴリの課題のみ公募します。利用課題責任者は、大学、大学共同利用機関、国立研究所、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人、公設試験研究機関、特殊法人（非株式会社形態のもの）、財団法人又は社団法人、特定非営利活動促進法に規定される特定非営利活動法人等のいずれかに所属する者でなければなりません。

「産業利用」

産業界でのイノベーション創出、競争力向上のために、企業の有する計算機資源では実施し難い規模の計算を TSUBAME で行う課題を公募します。産業利用での課題は、「成果公開」と「成果非公開」のカテゴリを選択することができます。利用課題責任者は、会社法等に規定される法人、特殊法人（非株式会社形態のもの）、財団法人又は社団法人、特定非営利活動促進法に規定される特定非営利活動法人等に所属する者でなければなりません。

3 提供する計算機資源の課金

TSUBAME 共同利用で提供する計算機資源の利用課金についての詳細は別紙をご覧ください。また、提供する計算機資源の詳細は、学術国際情報センターのウェブページにてご確認ください。

4 TSUBAME 共同利用の課題公募、課題申請、審査および採択

4.1 課題公募期間

TSUBAME 共同利用では、全ての利用区分において、令和 3 年 2 月 5 日まで随時申請を受け付けます。

4.2 利用課題申請

利用課題申請書作成に必要な様式は、下記 URL よりダウンロードしてください。

TSUBAME 共同利用 提出様式および規則等:

<https://www.gsic.titech.ac.jp/node/55>

利用課題申請に必要な書類一式は提出書類チェックリスト（利用課題申請書 様式の 1 ページ目）で確認し封筒に収め、封筒の表面に「TSUBAME 共同利用 課題申請書 在中」と朱書きの上、郵送、宅配便、持参等にて学術国際情報センター 共同利用推進室宛に提出してください。

4.3 通常課題申請の審査、結果の通知

TSUBAME 共同利用のうち、産業利用に区分される利用課題は、課題審査委員会により審査されます。課題審査委員会は、本学教員と学外有識者から構成されません。審査は規定の審査基準に従って採点し、採択の可否を決定します。審査結果は申請利用課題責任者宛に電子メールおよび書面にて通知します。

4.4 審査免除

申請利用課題が後述のいずれかの条件を満たす場合には審査が免除され、配分口数調整および実施規定に対する確認のみで採択が決定し、採択通知が申請利用課題責任者宛に電子メールおよび書面にて送られます。

審査免除の条件

- ・ 学術利用

学術利用の利用区分に属する課題申請。

- ・ 継続利用申請

利用概要報告書/成果報告書を期限内に提出するなど、滞りなく課題が実施された場合の翌年度の継続利用申請。但し、利用概要報告書/成果報告書が未提出の課題の課題責任者/課題従事者を含む申請は、新規/継続に関わらず受理しません。

- ・ 実績のある課題グループによる申請
以前に TSUBAME 共同利用（共用促進事業を含む）もしくは HPCI、JHPCN にて TSUBAME を利用し、利用した課題が滞りなく実施され、利用概要報告書/成果報告書も遅延なく提出された課題の課題責任者/課題従事者を含む課題の申請。但し、利用概要報告書/成果報告書が未提出の課題の課題責任者/課題従事者を含む申請は、新規/継続に関わらず受理しません。
- ・ 小口利用申請
希望利用口数が 2 口以下の利用申請であり、以前に TSUBAME 共同利用（共用促進事業を含む）に採択されたことがない申請者による申請。ただし、利用課題採択後に、合計利用口数が 2 口を超えるような追加口数申請を行う際には、改めて審査を行います。

4.5 採択後の手続き

採択が決定した場合、利用課金の支払に関する誓約書を兼ねる同意書と TSUBAME アカウントが必要な課題従事者の身分証コピーを提出後に、TSUBAME アカウントが発行されます。手続きに必要な書類等は下記 URL よりダウンロードしてください。

TSUBAME 共同利用 提出様式および規則等:

<https://www.gsic.titech.ac.jp/node/55>

審査免除の場合は、既に必要な書類一式は申請書類と共に提出済のため、採択通知受理後に速やかに TSUBAME アカウントが発行されます。

4.6 TSUBAME 利用講習会

アカウント発行後、TSUBAME 利用講習会を受講することができます。TSUBAME 利用講習会では TSUBAME の基本的な利用方法について説明します。初めて TSUBAME を利用する産業利用の課題従事者を対象としていますが、その他の課題従事者でも希望があれば本講習会を受講できます。

4.7 利用概要報告書・成果報告書の提出

利用課題は利用終了後 30 日以内に、カテゴリが成果公開の場合には、様式 18 「利用概要報告書（成果公開）」と様式 20 「成果報告書」を提出してください。カテゴリが成果非公開の場合には、様式 19 「利用概要報告書（成果非公開）」を提出してください。

また、学術国際情報センターのシンポジウムにおいて利用成果の報告（口頭発表、ポスター発表等）、パンフレットにおいて利用事例の掲載をお願いすることがあります。

5 情報公開

採択が決定した TSUBAME 共同利用の利用課題の情報は、当該課題の利用カテゴリ毎に定められた項目を、採択時と利用終了時に公開します。

5.1 採択時に公開する項目

TSUBAME 共同利用の採択時には、当該利用課題の利用期間／利用区分／利用課題名／課題責任者の所属機関名と氏名／利用課題概要を、学術国際情報センターのウェブページにて公開します。但し、利用カテゴリが「成果非公開」の課題については、利用期間／利用区分／課題責任者の所属機関名のみを公開します。

5.2 利用終了時に公開する項目

TSUBAME 共同利用の利用終了時には、提出された当該利用課題の成果報告書を、学術国際情報センターのウェブページを通じて公開します。但し、利用カテゴリが「成果非公開」の課題については、追加公開項目はありません。

成果報告書の公開を特許取得等の理由で延期する場合には、協議により最大 2 年間の延期を認めるものとします。また査読付き論文の投稿を理由に公開を延期する場合には、最大 1 年間の延期を認めるものとします。公開延期中の成果報告書については、厳正な管理を行います。

5.3 個人情報の取り扱い等

TSUBAME 共同利用の実施に当たって取得した個人情報は TSUBAME 共同利用の実施のためだけに利用します。当該個人情報は、正当な理由のある場合を除き、本学および文部科学省、独立行政法人 科学技術振興機構およびこれらの継承先以外の第三者に提供することはありません。本学は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の危険防止に努めます。

6 問い合わせ先、各種書類の提出先、および参考ウェブサイト

〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1 E2-6

東京工業大学 学術国際情報センター 共同利用推進室

E-mail : kyoyo@gsic.titech.ac.jp 電話 : 03-5734-2085

学術国際情報センターのウェブページ : <https://www.gsic.titech.ac.jp/>

TSUBAME 共同利用ウェブページ : <https://www.gsic.titech.ac.jp/kyodou/>

別紙

1 提供する計算機資源の課金

1.1 計算機資源の課金単位

TSUBAME 共同利用では TSUBAME の計算資源の最小販売単位を「1 口」としており、TSUBAME3.0 の 1 口は 3,600,000 ポイントで、1,000 ノード時間 (3,600,000 ノード秒) に相当します。3,600 ポイントは TSUBAME3.0 の 1 ノード (28 CPU コア (Intel Xeon E5-2680 V4×2) , 4 GPU (NVIDIA TESLA P100) , 256GB メモリ, 2TB SSD 搭載) を 1 時間利用可能な計算資源量です。すなわち 1 口は TSUBAME3.0 の 1 ノードを 1,000 時間ご利用になれる計算資源量に相当します。

1.2 産業利用における提供資源上限と利用課金額

産業利用成果公開での利用口数は同一企業の同一部署あたり年間の提供資源上限量を 30 口とします。産業利用成果非公開の課題は 30 口を超える口数を利用可能とし、30 口を超える口数の利用課金は 1 口 300,000 円とします。

1.3 TSUBAME3.0 のストレージ課金

TSUBAME アカウント発行時に提供されるディスク容量 (各アカウント毎 25GB) 以外にストレージを必要とする場合は、1TB・1ヶ月当たり 36,000 ポイントで購入し、利用することが出来ます。

1.4 TSUBAME 共同利用の利用課金

TSUBAME 共同利用における各利用区分の TSUBAME3.0 の利用課金を表 1 に示します。

表 1 TSUBAME 共同利用の TSUBAME3.0 の利用課金

利用区分	利用者	カテゴリ	利用課金(税別)
学術利用	他大学または研究機関等	成果公開	1 口 100,000 円
産業利用	民間企業および 財団法人や社団法人等	成果公開	1 口 100,000 円
		成果非公開	1 口 200,000 円(*1) 1 口 300,000 円(*2)

(*1) 1 口から 30 口までの利用課金 (*2) 30 口を超える口数の利用課金

以上